

資料18 用語解説

あ行

委託

市町村等が、一般廃棄物に関する業務の一部を民間事業者へ委託することです。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、「市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分(再生することを含む。)しなければならない」とされています。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のことです。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類され、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と、一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類されます。

一般廃棄物収集運搬業許可業者

一般廃棄物の収集又は運搬を行う事業者のことで、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けることになっています。

インセンティブ

人々の意思決定や行動を変化させるような要因(動機付け)のことです。

温室効果ガス

大気中にある、赤外線を吸収し再放出する気体のことです。京都議定書では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)の7物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっています。

か行

海洋プラスチック問題

最近の数十年間における世界のプラスチック消費量の増加に伴って、マイクロプラスチック(プラスチックゴミのうち、大きさが5mm以下のサイズのもの)が全世界の海洋に流出しており、海鳥を含む海洋生物の誤飲等による障害や、プラスチック添加剤として含まれていた化学物質や環境中で吸着した化学物質による

影響が懸念されているものです。

各種リサイクル法

⇒容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法

拡大生産者責任

生産者が、自身が生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なりサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方のことです。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引取りやりサイクルを実施すること等が含まれます。

合併処理浄化槽

家庭から出る「生活排水(し尿、生活雑排水)」を処理する浄化槽のことです。

鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画

計画期間を令和2年度(2020年度)から令和11年度(2019年度)までの10年間とし、鎌倉市、逗子市、葉山町の今後の広域連携の考え方、ごみ減量・資源化施策や各市町が担う役割分担などを記載しています。(令和2年(2020年)8月策定)

鎌倉市気候非常事態宣言

⇒資料15参照

鎌倉市生活環境整備審議会

市における生活環境の整備を図り、近代都市としての健全な発展及び公衆衛生の向上に必要な改善を加えるため、市長の諮問に応じ、廃棄物の処理事業や一般廃棄物処理施設について、重要な事項を調査、審議するために設置された機関のことです。

鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会

市、事業者及び市民の相互の協力及び連携の下に、廃棄物の減量化及び資源化を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について、市長の諮問に応じ調査審議するために設置された機関のことです。

鎌倉市廃棄物減量化等推進員

市民、事業者、市とのパイプ役、廃棄物の減量化、資源化及び快適な生活環境を保全するため、自治・町内会長又は事業者団体の推薦により選出され、本

市の条例で定められた、地域社会のリーダーのことで
す。

かまくらプラごみゼロ宣言

⇒資料14参照

環境負荷

人が環境に与える負担のことです。「環境基本法」
では、「人の活動により環境に加えられる影響であって、
環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」
と定められています。

乾式メタン発酵

原料(投入ごみ)の固形物濃度を15~40%程度に
水分調整した後にメタン発酵処理を行う方式です。原
料は、生ごみ以外に水分の低い紙や草木等も適して
います。

汲み取り

貯留された汚物を汲み取る方式のトイレのこと
です。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分
に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境へ
の負荷が少ないものを優先的に購入することです。

クリーンステーション

ごみや資源物を家庭から出すために、地域で決め
られ、行政に申請されたごみの収集場所のことです。

下水道終末処理場

下水道において汚水を処理してきれいにして、河川
その他の公共の水域又は海域に放流するために設け
られる処理施設のことです。

下水道処理人口普及率

行政区域内人口(鎌倉市の総人口)のうち、公共下
水道が使用できる区域に居住する人口の割合のこと
です。

下水道人口普及率=公共下水道が使用できる区域に
居住する人口÷行政区域内人口

好気性微生物

空気のある状態で活動する微生物のことです。

公共下水道

下水道法において、『主として市街地における下水
を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理
する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下
水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき
排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの』とさ
れています。

公共下水道接続率

公共下水道が使用できる区域に居住する人口のう
ち、公共下水道に接続している人口の割合のこと
です。

公共下水道接続率=公共下水道に接続している人口
÷公共下水道が使用できる区域に居住する人口

公共用水域

水質汚濁防止法によって定められる、公共利用のた
めの水域や水路のことです。河川、湖沼、湾岸、沿岸海
域、公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供
される水域や水路を指します。

声かけふれあい収集

クリーンステーション(ごみ収集場所)まで、自身で
ごみや資源物を運び出すことが困難な高齢者や障害
者の世帯を対象に、週に1回、市職員が戸別に声をか
けて安否の確認をしながら、ごみや資源物の収集を行
う制度のことです。

戸別収集

クリーンステーション(地域のごみ収集場所)からで
はなく、各戸から直接ごみを収集する方式のことです。

ごみ投入検査機

⇒自走式コンベアごみ投入検査機

コミュニティ・プラント

下水道区域外にある集落または団地などに設置さ
れた小規模な汚水処理施設のことです。下水道に類
似した施設で、複数の家庭から排出されるし尿と生活
雑排水を処理し、地域で共同に機能する合併浄化槽
ともいえます。

鎌倉市にあったコミュニティ・プラントは、現在、全て
公共下水道に接続替えされています。

さ行

災害廃棄物

地震や津波等の災害によって発生する廃棄物のこ
とです。

災害廃棄物対策指針

地方公共団体が災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための応急対策、復旧・復興対策等について、災害廃棄物対策を実施する際に参考となる必要事項をとりまとめたものです。(平成30年(2018年)3月環境省改定)

最終処分

ごみの焼却等中間処理によって生じた焼却灰(主灰)や飛灰などの残さの埋立処分等行うことです。

再使用(Reuse)

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用することです。具体的には、[1]あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、[2]製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、[3]ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがあります。

再生利用(Recycle)

廃棄物等を原材料として再利用することです。効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められます。なお、再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル(例:ピンを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する等)、化学的に処理して利用することをケミカルリサイクルといいます(例:ペットボトルを化学分解して再度ペットボトルにする等)。

在宅医療廃棄物

在宅医療処置に伴って家庭から排出される廃棄物(注射器等)のことです。

サウンディング調査

民間事業者との対話(意見交換)を通じて事業者が参加しやすい条件や事業に対するアイデアを把握する調査のことです。

産業廃棄物

事業活動に伴って発生する廃棄物のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められている20種

類(廃プラスチック、金属くずなど)のことです。

事業認可区域

概ね5~7年以内を目標に下水道の整備を行う区域のことで、あらかじめ事業計画を定め、都市計画法に基づき神奈川県知事の認可を受けた区域のことです。

資源化率(リサイクル率)

総排出量のうち、資源化量の割合のことです。

資源化率=総排出量÷資源化量

総排出量:ごみ処理量と集団回収量の合計

資源化量:直接資源化量と中間処理後再生利用量(固形燃料、焼却灰・飛灰のセメント原料化、セメント工場へ直投入、飛灰の山元還元を除く)の合計

自走式コンベアごみ投入検査機

事業系ごみをごみピットへ投入する前に行う、搬入物検査を行うための装置のことです。本市では平成25年(2013年)に今泉クリーンセンターに導入し、令和6年度(2024年度)に撤去しています。

持続可能な開発のための2030アジェンダ

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals:SDGs)を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、平成27年(2015年)9月25日に国連サミットで採択されました。平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際社会共通の目標です。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念で、循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」とされています。

循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法第15条に基づき、環境基本計画を基本として、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定される国の計画です。第五次基本計画については、令和6年(2024年)8月に閣議決定され、重要な方向性として①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ラ

イフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生を掲げています。

循環型社会形成推進基本法

廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律として平成12年(2000年)に制定されました。(1)循環型社会の定義(2)循環資源の再使用やリサイクル推進、(3)「排出者責任」と「拡大生産者責任」、(4)廃棄物処理やリサイクル推進における優先順位を発生抑制(ごみを出さない)→再使用(リユース)→再生利用(リサイクル)→熱回収(サーマルリサイクル)→適正処分と定めています。

浄化槽

家庭から排出される生活排水を処理する装置のことで、生活雑排水(し尿以外の生活排水)の処理を行わない単独処理浄化槽と、生活雑排水も含めた処理を行う合併処理浄化槽があります。

浄化槽汚泥

浄化槽で水洗トイレの排水(し尿)や生活雑排水を処理した際に発生する、泥状のものです。

焼却残さ

廃棄物を焼却処理した後に残るもので、可燃分の灰分、未燃分(不燃物・可燃物の燃え残り)に分けられます。

消費期限

定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質(状態)の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限のことです。

賞味期限

定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限のことです。賞味期限を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではありません。

食品リサイクル法

食品の売れ残りや食べ残しといった食品廃棄物について、国、地方公共団体、事業者、消費者各主体に、役割に応じた再生利用等の実施、食品関連事業者に対して具体的な基準に従った再生利用の実施を定めた法律のことです。(平成12年(2000年)制定)

食品ロス

食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。

食品ロス削減推進法

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めた法律として令和元年(2019年)10月に制定されました。

水洗化・非水洗化

水洗化とは、公共下水道及び浄化槽、コミュニティプラント等によって、し尿が処理可能で水洗トイレにしていることをいいます。非水洗化とは、汲み取りなど水洗化していないことをいいます。

スラグ

廃棄物焼却炉から排出される焼却残さを溶融炉により高温で溶融し、主に金属以外の無機物が冷却固化した固形物質のことで、土木資材等として有効利用が可能です。

生活環境整備審議会

⇒鎌倉市生活環境整備審議会

生活排水・生活雑排水

生活排水とは、台所、トイレ、風呂、洗濯などの日常生活からの排水のことです。このうち、トイレの排水(し尿)を除いたものを生活雑排水といいます。

ゼロ・ウェイストかまくら

「循環型社会」を形成するため、市民、事業者、行政が連携・協働して3Rを推進し、廃棄物の焼却量や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づけることです。

線形補間法

2つのデータを直線で結び、その間にある任意の数値を一次関数で計算することです。

た行

多量排出事業所

事業活動に伴い、1か月に3トン以上の一般廃棄物を1年間継続して発生させるなどの条件に該当する事業所のことをいいます。この条件に該当する事業所は、適切な処理、処分を行うために廃棄物管理責任者を選任し、一般廃棄物の種類、発生量、減量化・資源化

の方策等を記載した「減量化及び資源化計画書」を市に提出することが、条例で義務付けられています。

単独処理浄化槽

トイレのし尿処理のみを行う浄化槽のことです。生活雑排水は未処理で放流されてしまうため、浄化槽法の改正によって平成13年(2001年)4月1日から新設が原則禁止されています。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素(CO₂)をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇することです。海面上昇などの問題を引き起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されています。最大の原因は、石炭、石油等の化石燃料の燃焼であり、さらに大気中の炭素を吸収貯蔵する森林の減少がそれを助長しています。

中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などの処理により、できるだけごみの体積と重量を減らして、最終処分場への負担を減らすことをいいます。鉄やガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もあります。

直営

民間事業者に委託せず、市区町村または事務組合において実施している事業のことです。

ディスプレイ排水処理設備

ディスプレイとは、台所の流し台の下に設置し、ごみを細かく砕いて流す装置のことです。本市では、処理槽を有するディスプレイ排水処理システム等で、市長が認めるものは使用できます。

展開検査

ごみ投入検査機により、ランダムに抽出した数社の許可業者を対象に、毎日実施していた検査のことです。産業廃棄物など搬入禁止物の混入が無いかをチェックし、異物・不適合物の混入割合に応じて、その場でA~Dランクの評価を行っていましたが、令和6年度(2024年度)の検査機撤去に伴い終了しています。

登録再生利用事業者

食品リサイクル法の「登録再生利用事業者制度」で登録された、食品廃棄物の再生利用事業(肥料、飼料化等)を的確に実施できる一定の要件を満たした事

業者のことです。

「登録再生利用事業者制度」は優良な再生利用事業者を育成することを目的に設けられており、登録再生利用事業者は、荷卸し地における一般廃棄物の運搬にかかる業許可が不要になる等の特例が受けられます。

ドギーバッグ

レストラン等の飲食店で食べきれなかった料理を持ち帰る際に使う容器のことです。食べきれなかった料理を持って帰るのは恥ずかしいので「犬のエサにする」という名目で持ち帰ったことが名前の由来と言われています。

な行

生ごみ資源化施設

生ごみの資源化(肥料化、飼料化、メタン化、炭化、油脂化)を行う施設のことです。

生ごみ処理機

家庭や事業所において生ごみを処理する装置のことです。家庭用生ごみ処理機では、乾燥処理や微生物による分解を行う「電動型」と、土中の微生物による分解や発酵資材により堆肥化を行う「非電動型」などがあります。

は行

バイオマス

生物資源(bio)の量(mass)を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)」のことです。そのなかで、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼びます。

廃棄物減量化及び資源化推進審議会

⇒鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会

廃棄物減量化等推進員

⇒鎌倉市廃棄物減量化等推進員

排出者責任

廃棄物等を排出する者が、その適正なりサイクルや処理に関する責任を負うべきであるとの考え方であり、廃棄物・リサイクル対策の基本的な原則の一つです。具体的には、廃棄物を排出する際に分別すること、事業者がその廃棄物のリサイクルや処理を自ら行うこと等が挙げられます。

排出量

排出される量のことで、

発生原単位

ある活動を行う際に発生する廃棄物等の量を、その発生に密接に関係をもつ値（人口や年間日数）で除した値のことで、

発生抑制 (Reduce)

廃棄物の発生自体を抑制することで、リユース、リサイクルよりも優先されます。リデュースのため、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたるすべての段階での取組みが求められ、消費者には、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組みが求められます。

発生量

将来発生すると想定されるごみの量のことで、

フードドライブ

家庭で余っている食品をイベントなどで持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに提供する活動のことで、

フードバンク

食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する活動のことで、通常NPO団体等を通して実施されます。食品ロスの削減だけでなく、福祉にも役立つため、大手企業を中心に取組みが広がっています。

不燃残さ

⇒焼却残さ

不法投棄

廃棄物の処理および清掃に関する法律第16条では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」とされており、この規則に反して廃棄物を投棄することをいいます。

不用品登録制度

⇒リユースネットかまくら

プラスチック資源循環戦略

「第四次循環型社会形成推進基本計画」を踏まえて、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するために令和元年（2019年）5月に策定された戦略のことで、

ま行

マイバッグ、マイボトル

繰り返し使うことのできる買い物袋や水筒のことで、不要なレジ袋や、使い捨て製品（紙コップやペットボトル等）の使用を避け、ごみを減量化することに寄与しています。

や行

山元還元

被処理物の熔融処理によって発生する熔融飛灰から、非鉄精錬技術により、含有される非鉄金属（鉛、亜鉛等）を回収する方法です。

熔融固化処理

焼却処理により生じた焼却灰（主灰）や飛灰を1200～1400℃程度まで加熱・溶解させることで、ガラス質、または結晶質のスラグとして取り出す方法です。

ら行

ライフスタイル

社会的、文化的、経済的條件のもとで示す生活様式のことで、

リサイクル

⇒再生利用 (Recycle)

リサイクル率

⇒資源化率 (リサイクル率)

リデュース

⇒発生抑制 (Reduce)

リユース

⇒再使用 (Reuse)

リユースネットかまくら

家庭にある不用品を有効に活用するために、市民活動団体と鎌倉市の協働事業として、情報提供するシステムのことです。不用品を「譲ります」として、あるいは、欲しいものを「譲ってください」として登録すると、登録された情報は掲示板やインターネットの公開ページに掲載され、掲載された登録リストを検索し、取引したいものに応募することができます。登録した方と応募した方が直接取引する仕組みとなっています。

英数字

2R

3Rのうち、循環型社会の形成に向けて特に重要とされるリデュース、リユースのことです。川下である消費者においてはライフスタイルの変革、川上である事業者においては容器包装の軽量化、リターナブル容器の利用などの取組みが必要となります。

3010(さんまるいちまる)運動

宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽しみましょう、お開き10分前になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう、と呼びかけて、食品ロスを削減するものです。

3R

リデュース(Reduce):廃棄物等の発生抑制、リユース(Reuse):再使用、リサイクル(Recycle):再生利用の3つの頭文字をとった言葉で、環境配慮に関するキーワードとして使用されています。

3R+Renewable

従来の3Rに加えて、再生可能資源に代替する取組のことです。環境への負荷が大きいプラスチックなどの素材を、バイオマスプラスチックのような循環型の素材に替えていくことを示します。

BOD

Biochemical Oxygen Demand(生物化学的酸素要求量)の略です。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量で、値が大きいほど水質汚濁は著しいことを表します。

SDGs(持続可能な開発目標)

平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際目標。持続可能な世界を実現

するための包括的な17の目標と、その下にさらに細分化された169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないこと(leave no one behind)を誓っているのが特徴です。

SNS

Social Networking Service(ソーシャルネットワークサービス)の略で、友人・知人や趣味、居住地、出身等といった点を通じて、コミュニケーションの場を提供するウェブサービスのことです。